

渡辺病院有料老人ホーム城東 管理運営規程

(住宅型有料老人ホーム)

第1条（目的）

この規程は、渡辺病院有料老人ホーム城東入居契約書（以下「入居契約書」という）第4条の規程に基づき「渡辺病院有料老人ホーム城東」（以下「ホーム」という）の管理及び運営並びに利用に関する事項を定めたもので、入居者及び来訪者（以下「入居者等」という）が快適で心身ともに充実・安定した生活を営むことに資するとともに、ホームの良好な生活環境を確保することを目的とする。

第2条（遵守義務）

- (1) ホームは前項の入居契約書及び本規程に従ってホームの管理運営を行い、良好な環境の保持に努めるとともに入居者に対する各種サービスを提供するものとする。
- (2) 入居者等はこの規程及びホームが別に定める別表の記載事項を遵守し、良好な環境の保持に努めるものとする。

第3条（入居者）

入居者は概ね65歳以上の方で、日常生活に介護の必要な方とする。

第4条（来訪者）

来訪者とは次の者をいう。

- (1) 来訪者とは、入居者の生活支援以外の目的で来訪される方をいう。

第5条（管理運営組織）

ホームの居室は一般居室40室とする。（定員41名）

ホームの管理運営のために下記の部門を設置し、管理者の統括のもとに次の各部門の業務を担当する。

- (1) 健康管理部門
- (2) 食事部門
- (3) 生活サービス部門
- (4) 事務・管理部門

第6条（管理運営業務）

ホームは次の業務を行うものとする。

- (1) 敷地及び共用部分・共用施設の維持、補修、管理、清掃、消毒及び塵埃処理に関する業務
- (2) 入居者が使用する居室及び備付設備についての定期点検、補修並びに取替え等に関する業務
- (3) 入居者に対する各種サービスの提供業務
- (4) 防犯・防災に関する業務
- (5) 広報・連絡及び涉外に関する業務
- (6) 職員の管理と研修

第7条（一般居室の設備及びその利用）

入居者等は居室及び備え付け設備（以下「一般居室等」という）を利用することができるものとする。

第8条（一般居室の維持・補修）

ホームは一般居室等を定期的に検査し、保全上必要と認めた時は補修するものとし、入居者等はホームが行う維持・補修に協力するものとする。

但し、入居者等が故意又は過失あるいは不当な使用により一般居室等を損傷または毀損したときは、これらの補修に要する費用は入居者の負担とする。

第9条（共用施設及び共用設備の利用）

入居者は共用施設及び共用設備（以下「共用施設等」という）利用することができるものとする。

入居者は別に定める利用時間を超えて共用施設等を利用する時は、管理者の承認を得るものとする。

第10条（運営懇談会）

入居者の方々の意見や要望を管理・運営に反映させ、業務を円滑に行うため、ホームと入居者、要介護者の身元引受人等からなる「運営懇談会」を設置するものとする。

運営懇談会は「運営懇談会規約」により運営するものとする。

第11条（利用できる各種サービス）

ホームは次のサービスを提供する。その具体的な内容は重要事項説明書とする。

- (1) 健康管理サービス（医療に関する対応）
 - ア) 月1回の健康相談等を行うものとする。
 - イ) 協力医療機関及び協力歯科医療機関を定め、協力医療機関において適切な治療が受

けられるよう必要な協力をを行うものとする。

ウ) 協力医療機関は、以下の通りである。

- ・加納渡辺病院 ／ 岐阜市加納城南通1丁目23番地
在宅療養支援病院・救急指定病院・一般入院34床
(外科・整形外科・肛門外科・内科・泌尿器科・皮膚科・リハビリテーション科)
- ・丹羽歯科医院 ／ 岐阜市加納柳町18番地
(一般歯科・小児歯科・障害者歯科・審美歯科・歯科・歯周病)

エ) 急な発病・発作等の緊急事態が起きたときは、主治医又は連携医療機関等へ連絡し、適切な処置を講じる。また管理者及び入居者家族等に緊急連絡をする。

(2) 食事サービス

- ア) 原則として毎日1日3食を提供する。
イ) 医師の指示により、必要と判断された方は治療食等特別食を提供する。

(3) 生活相談サービス

- ア) 生活全般に関する事や生活利便に関する事柄等に対する相談業務を行うものとする。

(4) その他

- ア) 上記以外の事に関しては、別途管理者に申し出により検討するものとする。

第12条（費用及び使用料）

- (1) 入居に際し、入居時までに支払うべき費用がある場合は入居者が支払うものとする。
- (2) 月払いの家賃及び管理費、食費等の日常生活上の費用及び共用施設使用料については別表1「月払い費用及び使用料一覧表」による。

(3) 管理費についての取り扱い

管理費は次のものに充当する。

共用施設等（各居室の電気料・水道料、共同施設の電気料・水道料、有料ゴミ収集等の日常生活支援等に係る使用料）の維持・管理費・事務管理部門の人件費及び事務費、入居者に対する日常生活支援サービス等に係る人件費。

(4) 食事についての取り扱い、食材料費は次のものに充当する。

- ・食材費・設備・備品代（調理具・食器等）。
- ・日常以外の特別食（医師の指示による治療食を含む）等は、その都度その内容により相談するものとする。

(5) 生活支援費についての取り扱い

入居者に対する居室掃除・洗濯等の日常生活支援サービス等に係る人件費。

(6) 費用の改定

入居契約に基づき、ホームが所在する地域の自治体が発表する消費者物価指数及び

人件費等を勘案の上、運営懇談会の意見を聴き改定する。

(7) 支払方法

費用及び使用料の支払いについては、入居者宛に費用項目の明細を添付し、毎月 20 日までに請求する。

入居者は、原則として銀行振込若しくは指定引落により毎月 27 日までに支払うものとする。

第13条（禁止及び制限される行為等）

入居契約書第17条により、禁止事項とホームの承諾事項を定める。

該当項目につきましてはこの定めに従い、対応する。

第14条（修繕）

入居契約書で定める軽微な修繕については、入居契約書第18条「修繕」による。

また、原則として一般居室の造作・模様替え等に関しては禁止する。

第15条（苦情処理）

入居者からの苦情又はご意見は、「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」に基づき解決を図る。

第16条（事故発生の防止及び発生時の対応）

- (1) 入居者に対して事故が発生した場合には、速やかに市町村、身元引受人等に連絡するとともに、必要な処理を講じる。
- (2) 事故が発生又は再発することを防止するため、事故が発生した場合の対応として、次に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
- (3) 事故が発生したとき又はそれにいたる危険性がある事態が生じた時に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。

第17条（虐待防止に関する事項）

利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその発生を防止するため次の措置を講じる。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を定める
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための年1回以上の定期的な研修を実施する。
- (4) 担当者を設置し、上記（1）～（3）に掲げる措置を適切に実施する。

第18条（身体拘束について）

身体拘束は、本人等の生命を脅かす可能性があり、以下の3要素に該当するなど他に方法がない時を除き行わない。身体拘束等を行う場合は、事前に家族等の同意を得ておくものとする。またその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しておく。

実施した身体拘束については実施状況の適切性を評価し、早期の解除に努めるものとする。

1. 切迫性 : 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされている可能性が著しく高い場合
2. 非代替性 : 身体拘束やその他の行動制限を行う以外に代替する方法がない場合
3. 一時性 : 身体拘束やその他の行動制限は一時的なものである場合

第19条（その他運営に関する重要事項）

- (1) 全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業員の資質向上を図るために研修の機会を次のように設けるものとする。
 - ① 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - ② 繼続研修 年1回以上
- (2) 事業所は授業員に対し、定期的な健康診断を実施するとともに、事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じるものとする。
- (3) 従業者は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- (4) 従業者であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、事業者との雇用契約の内容とする。
- (5) 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- (6) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務

継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

(7) この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、事業所の管理者が定めるものとする。

第20条（管理規程の改定）

この規程の改定については、運営懇談会の意見を聞くものとする。

第21条（ホームへの届出様式）

ホームに届け出る必要事項は、入居契約書及び管理運営規程に定められておりますが、それぞれの事項は別紙様式によって届け出るものとする。

付 則

平成31年3月20日施行する

令和2年3月20日施行する

令和5年4月1日施行する

令和6年4月1日施行する